


2024年11月21日

最高裁判所第二小法廷 御中  
令和6年(才)1067号  
令和6年(受)1368号

上申書

  
ホームヘルパー国家賠訴訟支援者  
柳本 文貴

介護職・ヘルパーの仲間と始めた訪問介護事業所も16年になります。物価高や他業界の賃上げ(連合で平均5.10%)が続くなか、今春の改定ではあろうことか基本報酬が切り下げられました(身体介護でマイナス2.27%)。国は処遇改善加算を高くつけたと言いますが、処遇改善加算の伸び率よりも、基本報酬の下げ幅の方が大きく、すでに最も高い加算を取得していた事業所の97%は減収になっています(厚労省9月調査より)。

また、国が切り下げの根拠としている経営実態調査は、主にサービス付き高齢者住宅内に併設されたヘルパー事業所や都市部の大手企業で上がっている利益に引っ張られており、部屋から部屋への移動で済む訪問と、地域のなかで、自転車や車で30分、40分と時間をかけて移動している事業所とを同様に扱って、一律報酬を下げており、ローカルな事業所をさらに苦しめることになっています。同調査では、実際は4割近い事業所が赤字であったにも関わらず、伏せた上で審議会で議論が進んだことも許し難いです。

すでにヘルパーの求人倍率は15倍を超え、私たちの事業所も若手や常勤者の採用が難しく、依頼に対して断らざるを得ないことが増えています。毎月10数件(6~9月で42件)、脳梗塞後遺症や認知症、がんやALS、発達障害、フレイルなど、10代から90代までさまざまな生活上の困難を抱えた人たちから、ヘルプの叫びがありますが、応えることができません。ヘルパーの高齢化も深刻です。178名のうち、60代以上が73名と41%を占め、このままでは今後のケアの担い手がますます先細っていくことが明らかです。

元々低い上に、さらに安く下げられた介護保険報酬では、今回の訴訟で挙げられている移動・待機・キャンセルについて、本来の権利にふさわしい充分な手当(賃金)を支払うことは不可能です。私たちの事業所でも移動手当は100円、実際は20~30分かかったとしても約5分分しか出せていません。また、訪問の間の待機については0円。売上の立たないところで給与を払う余裕はありません。キャンセルは利用者の入院やご逝去などで、急にかつ頻回に起こるものですが、現状では前日18時以降から当日のキャンセルについて1,000円支払うのみです(利用者自身から1,000円頂きますが、もらえずに事業所負担も多い)。平均賃金の6割以上などを払うことはとてもできません。前月末に決めた勤務予定が半分以上無くなることもあります。各ヘルパーの減収をすぐに補うことができず、低賃金に加えて月により増減する不安定さが、さらにヘルパーの人材確保を困難にしています。

高齢者や難病、障がいをもつ方、ひとり親や子どもなど、生活の援助や身体介護、医療的ケアなど支援を必要とする人はますます増えます。その人権を守る最も重要な担い手であるホームヘルパー自身が権利を守られない状況で減っていくという危機をどうするか。最高裁判所の判断がさらに崩壊を後押しするのではなく、打開を図り、よりよい未来のケア社会を築くための一歩を切り拓いてくださることを、心の底から切実に願います。